

遠地避難情報管理システムの構築（提案）

津波被災地を中心に、基本的な生活の維持も困難な、過酷な被災状況にある地域から多くの被災者が住み慣れた地域を離れ、遠地避難（いわゆる疎開）を余儀なくされている人が増えている。津波によって全ての機能が失われた被災市街地からひとときの安住の地を求めて遠地避難する人は、今後も増え続け、数万世帯機微に達すると推測される。

救出救助に続く避難期から、被災者が復興に向かって歩み始める足がかりとなる仮住まい（公営住宅の空家、応急仮設住宅、民間賃貸住宅の空家の活用など）の確保や、生活再建支援などさまざまな被災者支援のためには、行政と被災者とのコミュニケーションが不可欠である。

現状のように個別の遠地避難が進展すると、被災自治体のさまざまな情報や支援が行き届かなくなるおそれがある。自治体は復旧復興に向けての基礎であり、被災者情報を管理することは極めて重要となる。

そのために、以下のような「遠地避難情報管理システム」の早急な構築を提案する。

1. 遠地避難した被災者は、避難先の基礎自治体に「遠地避難届け出」を行う。
世帯主・世帯構成員・被災の程度・被災元住所・避難先住所・遠地避難予定期間など
2. 避難先の基礎自治体は、遠地避難届け出をもとに遠地避難者リストを作成し、被災元住所の自治体別に集約して、避難先の都道府県に集約する。
3. 避難先の都道府県は、集約された「遠地避難者リスト」を、被災元の都道府県別に整理して、情報提供する。
4. 被災元の都道府県は、「遠地避難者リスト」を、被災元の市町村に送付する。これにより、被災元の市町村は、遠地避難被災者を把握することができ、復旧復興へのさまざまな支援など行政手続きの推進が可能となる。
5. 遠地避難者への行政情報の通知は、全国紙の新聞紙面を四面分、政府が買い取り遠地避難者のいる都道府県に、岩手県情報、宮城県情報、福島県情報、その他の被災県情報として、同一情報の提供をおこなう。

中林一樹

首都大学東京 教授

人と防災未来センター上級研究員

日本災害復興学会副会長